

平成28年第9回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成28年9月21日 水曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 27名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

20番 久志盛一 委員 21番 濱川清重 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

平成28年第9回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成28年9月21日 水曜日 14時00分から16時13分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (27人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (3人)

| 議席 | 氏名 | 役職 | 出席 | 議席 | 氏名 | 役職 | 出席 | 議席 | 氏名 | 役職 | 出席 |
|----|-------|----|----|----|-------|------|----|----|-------|----|----|
| 1 | 與那覇盛徳 | | ○ | 11 | 芳山 辰巳 | 職務代理 | ○ | 21 | 濱川 清重 | | ○ |
| 2 | 長濱 国博 | | ○ | 12 | 川満 里志 | | ○ | 22 | 池間 藤夫 | | ○ |
| 3 | 砂川 博一 | | ○ | 13 | 下地 博和 | | ○ | 23 | 上里 弘 | | ○ |
| 4 | 喜屋武 隆 | | ○ | 14 | 奥浜 健 | | × | 24 | 平良 光成 | | ○ |
| 5 | 田名 和彦 | | ○ | 15 | 砂川 栄徳 | | ○ | 25 | 川満 盛幸 | | ○ |
| 6 | 仲里 敏夫 | | ○ | 16 | 下地 泰斗 | | ○ | 26 | 前泊 芳男 | | ○ |
| 7 | 仲里 長造 | | ○ | 17 | 玉元 正助 | | ○ | 27 | 新里 光徳 | | ○ |
| 8 | 大浦 敏光 | | ○ | 18 | 友利 光徳 | | ○ | 28 | 前泊 恵 | | × |
| 9 | 上地 洋美 | | ○ | 19 | 下地 博次 | | ○ | 29 | 渡真利 等 | | ○ |
| 10 | 瑞慶覧健一 | | × | 20 | 久志 盛一 | | ○ | 30 | 野崎 達男 | 会長 | ○ |

5. 議事録署名委員

議長 長野崎 達男

20番委員 久志 盛一 21番委員 濱川 清重

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明 次長 上地 寿男 次長兼農政係長 川満 秀盛
 農地係長 川満 邦弘 主査 豊見山 徹 調整官 下地 一史

開 会 14時00分

閉 会 16時13分

議長 ただ今から、平成28年第9回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は27名で、定数に達しておりますので宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、3名欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、20番 久志盛一委員、21番 濱川清重委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、交換移転、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は、9件でございます。まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から9番までは、議案書9ページから17ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の申請地は、鏡原小学校裏門南側約200メートルに位置し、現在は牧草地跡となっており耕起してサトウキビ栽培をする予定です。申請地は譲受人の実家真向かいにあり、耕作地として最適ということで購入を希望しています。

2番の申請地は、増原集落南側約300メートルに位置しており、サトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。すでに売買済みですが、所有権移転が未だのため今回の申請となりました。

現在は来期収穫予定のサトウキビが植えられていました。

8番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、福山集落近くの大福マンゴー園から東へ約400メートルに位置し、以前現場確認した際は2年以上の耕作放棄地でしたが、最近改めて確認したところ、きちんと耕起されサトウキビの夏植えがされていました。申請人はサトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

11番委員 受付番号4番・5番について、現地調査の結果を報告いたします。

4番の申請地は、JA上野給油所から平良向け約1キロメートル右手の宗教法人南西側約400メートルに位置し、現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられていました。

5番の申請地は、千代田カントリークラブ手前十字路を下地方面へ行くと下地地区葉たばこ共同乾燥場があり、その西側約500メートルに位置し、現在は今期収穫予定のカブ出しのサトウキビが植えられていました。

24番委員 受付番号6番・7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。

6番の申請地は、平良山中集落にある青潮園北側約400メートルに位置し、申請人は以前からサトウキビ栽培をされており、規模拡大を図る予定です。

7番の申請地は、鏡原小学校南側約250メートルに位置し、申請人は現在兼業でサトウキビ栽培をしています。来年3月の退職後、規模拡大を図る予定です。

8番の申請地は、砂川集落内、砂川公民館東側約200メートルに位置し、申請人は葉たばこ農家ですがサトウキビ栽培も頑張っております。申請地は面積が小さいため、サトウキビの苗床に使用する予定です。

19番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、空港線下地向け左手の「たらま屋」東側約50メートルに位置し、現在はキビ収穫後耕うんされ、夏植えができる状態でした。サトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から9番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」について」

を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、2件でございます。まず、受付番号10番から11番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号10番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号10番から11番までは、議案書18ページから19ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、滑走路西側、沖縄クボタ営業所裏手に位置しており、申請人は今回の申請地北側の土地も国から借り受けてサトウキビを栽培しています。規模拡大を図る予定です。

19番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、滑走路から北へ約50メートル、道路を挟んですぐのところに位置し、先月同申請人が購入した土地と隣接しています。購入地は袋地になっておりますが、申請地の賃貸借により進入がスムーズになります。サトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

8番委員 確認です。受付番号10番についてですが、経営面積の説明をお願いします。

事務局 経営面積は約16町歩、うち自作地約13町5反、借入地約2町5反となっております。大規模な土地を取得して家族経営しております。ですので、記載のとおり面積で間違いありません。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

2番委員 受付番号10番・11番の貸付人ともに借入地があります。自作の経営面積が足りないから借りていると思いますが、そのような状況で今回の賃貸借権の設定が出来るのかどうか教えてください。

事務局 今回の2つの案件については国有地となっております。現在の借受人の方は年齢的な事もあり解約して権利を譲りたいという事でした。解約の条件として、次の借り手を見つけることが必要であり、賃貸借権の設定については農地法第3条を適用することが妥当と判断し、金銭のやり取りはありません。今後は借り手側が国に申し出て賃貸借権の設定をすることになりますので、そのようにご理解下さい。

2番委員 そういう事でしたら、現在の借受人の方の解約の証明を来月の総会に提示してもらえませんか。

事務局 分かりました。財務出張所に解約手続きの書類を提出してあるということですので、そのコピーを頂いて来月の総会で提示したいと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号10番から11番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（交換移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（交換移転）は、2件でございます。
まず、受付番号12番から13番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号12番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号12番から13番までは、議案書20ページから21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

24番委員 受付番号12番・13番について、現地調査の結果を報告いたします。
12番の申請地は、友利イムギャーから保良向け約500メートルに位置し、現在はハウスが2棟あります。申請人はニガウリとカボチャの栽培を予定しています。

13番の申請地は、友利イムギャーから北、友利集落内約400メートルに位置し、サツマイモとハーブの栽培を予定しています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（交換移転）」受付番号12番から13番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、6件でございます。
まず、受付番号14番から19番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号14番から19番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号14番から19番までは、議案書22ページから27ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号14番から19番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、下地入江橋東側約150メートルの交差点を上野ドイツ村向け約150メートル行った南側に位置し、現在は整備事業も完了しています。申請人は、20年以上葉たばこ栽

培に従事しており、リーダー的農家です。

2 4 番委員 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、城辺友利集落から国道 3 9 0 号線を福里向け約 1 キロメートルに位置しています。申請人は、ハーベスターやカブ出し管理機等も所有しており、サトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

事務局 受付番号 3 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、4 枚綴りの参考資料をご覧ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第 3 議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第 4 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は、5 件でございます。
まず、受付番号 1 番から 5 番までの説明をいたします。

【議案第 3 号、受付番号 1 番から 5 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2 番委員 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、伊良部にある老人ホームから佐良浜方面向け、最初の T 字路を右折した突き当たり位置し、現在は土地改良も完了しています。申請人は、サトウキビ栽培を頑張っております。

4 番委員 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、新城集落北側の貯水タンクから東へ約 3 0 0 メートルに位置し、現場確認当時は牧草地でした。申請人は、サトウキビ栽培に取り組んでいる生産法人であり、今後は整地してキビ作の規模拡大を図る予定です。

1 1 番委員 受付番号 3 番・4 番について、現地調査の結果を報告いたします。
3 番の農地の所在は、上野小学校北側約 7 0 0 メートルに位置し、現在は耕起され更地になっており、次期作物植え付けの準備がされていました。

4 番の農地の所在は、上野庁舎から城辺向け、新里集落入口右手に位置し、現在はサトウキビの夏植えがされています。申請人は、葉たばこやサトウキビ栽培に精力的に取り組んでおります。

1 3 番委員 受付番号 5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、新里集落から宮国集落向け、ソバル地区入口から約 2 0 0 メートルの交差点を右折して約 3 0 メートル左手に位置しています。申請人は、野菜やサトウキビ栽培を頑張っております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第 4 議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。
議長 次に、日程第 5 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農用地利用配分計画案は、1 件でございます。
まず、受付番号 1 番の説明をいたします。

【議案第 4 号、受付番号 1 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 4 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第 5 議案第 4 号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休 憩 14 : 47
再 開 14 : 57

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、5件でございます。
まず、受付番号1番から5番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から5番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から5番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現地調査を平成28年9月9日に行いました。調査委員は17番私、玉元と21番、濱川清重委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、上地次長、下地調整官の7人で行いました。

始めに、9時30分から9時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条5件、5条15件、非農地証明8件、合計28件の現地調査を9時50分から15時30分まで行い、15時40分から16時00分まで調査の内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、4条申請について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は狩俣集落内、すむばり地区南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

11番委員 転用目的が、地番786-4、787-1、787-6への進入路となっておりますが、787-1と787-6は道路に面しておりますので、786-4の申請だけでいいのではないですか。

事務局 地番787-6について、以前に5条申請がなされております。その際、住宅の配置図を確認したところ駐車場が道路側ではなく申請地を通らなければ入れない状況でした。今回の申請地

はすでに進入路として使用されており、無断転用の状態です。整合性を図るためすでに進達されている5条申請も、今回の4条申請が進達されるまで県で審議保留されています。この案件につきましては、このようにきさつがあることをご理解下さい。

1 1 番委員 分かりました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 7 番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は県宮古事務所から西南約500メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 7 番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は佐良浜中学校から伊良部向け約500メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野、雑種地等に囲まれたその他の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は島尻集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、排水路等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良久貝集落内、松田整形外科医院西側約200メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 確認です。申請地に隣接している地番757-4~11は農地ですか。

事務局 ご説明します。757-4は進入路として、757-10~11は資材置き場としてすでに許可が下りています。757-5については、建物を建築中で、申請地はその資材置き場として無断転用で使用されている状態であるため、今回の申請となりました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

11番委員 757-10~11は資材置き場という事ですが、個人住宅建築にこんな広大な資材置き場は必要ないと思われませんか。元々は分譲地ではありませんか。分譲地では許可が下りず資材置き場として許可を得た後、住宅を建築する可能性はありませんか。

事務局 この案件については、申請書にもあるとおり平成28年10月から3年以内の一時利用であり、地目変更可能な転用ではありません。工事が終わり次第復元することが条件となっています。

11番委員 確認です。工事が終わり次第復元するという事ですが、完了前に転用申請があった場合の話し合い等はなされていますか。

事務局 今のところ、そのような話し合いはなされてませんが、もし転用申請があった場合は、当事者や県と調整をしなければなりません。現時点では工事完了までの期間の一時転用となりますので、そのようにご理解下さい。

11番委員 分かりました。進入路については位置指定を受けていると思いますが、757-13については以前に申請があり、まだ許可が下りていないと記憶しています。申請が重複しないように今後も十分に気をつけていただきたいと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題としますが、29番：渡真利等委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。
関係議案の審議終了後に入室・着席をお願いします。

議長 それでは、改めまして日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、15件でございます。
まず、受付番号1番から15番までの説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から15番までは、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに

説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は平良久松の松田整形外科医院に隣接しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、雑種地、原野等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は陸運事務所前の国道390号線沿いに位置しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地（第2種住居地域）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は国道390号線沿い、津波古建設西側に位置しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた連たんの第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はTUTAYA西側約500メートルに位置しており、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は城辺線沿い、鏡原自動車近くの交差点を宮原集落向け約1キロメートル左に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は下地与那覇集落内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地(集落接続)と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は久松漁港近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

17番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は宮古島市社会福祉協議会平良支所近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地(集落接続)と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしい

ですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地はJA上野給油所から宮国集落向け約200メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、宮古島市役所上野庁舎から500メートル以内で原野、宅地等に囲まれた第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松バイパス線沿い、JA給油所近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地（2種中高層住宅専用地域）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は市営北団地（保育所設置）の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、原野、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は沖縄電力(株)宮古支店に隣接しており、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

19番委員 転用目的が太陽光発電施設となっています。73ページの6、概要説明の中に排水処理については雨水のみのため自然地下浸透とする、とありますが、発電施設を建設する際大抵はコンクリートを敷きますし、雨が降った場合予想以上の雨水が流れ出る可能性があります。周辺は農地等もありますので、どれくらいの勾配か教えて下さい。

事務局 ほとんど勾配はありません。

19番委員 勾配がないので、近隣の畑への影響はないと理解してよろしいですか。

事務局 はい。事務局としてもそのように理解しています。雨水対策について不備があれば、進達後、県から指摘があると思いますが、現段階では問題ないと判断しました。

19番委員 万一被害を及ぼした場合は、側溝を作るなどして対処するということですか。

事務局 側溝等を作るという明確な文言はありませんが、周辺農地へ被害を及ぼした場合は申請者が責任をもって解決する、と概要説明の中にもありますので、そのようにご理解下さい。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号13番・14番・15番は関連しておりますので一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号13番・14番・15番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部大橋から伊良部庁舎向け、長山港から約1.2キロメートル海岸沿いに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野、段差等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料78ページの7、原野8筆および畑7筆とありますが、畑7筆については今後許可申請をする予定ですか。

事務局 受付番号13番と14番については、以前に許可された案件の事業計画変更で、受付番号15番が今回新たに許可申請された案件となります。

2番委員 以前許可された計画内容とはだいぶ違っているようですね。当初は保養施設の建設予定で購入したはずですが、現在はホテル建設に変更されています。いったい何年かかって計画実行するのか懸念されます。申請書にはきちんと着工日、完了日ともに記載されていますので、その期日を過ぎた場合の対処についても、農業委員会としてもっと話し合う必要があると考えます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号13番・14番・15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 29番委員は入室を認めます。

議長 次に、日程第8議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いは、8件でございます。
まず、受付番号1番から8番の説明をいたします。
【議案第7号、受付番号1番から8番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古田畜産（保良畜産）牛舎から南側300メートル程に位置しており、表土が浅く石混じりの土壌で、雑木等が生い茂り農地として利用は困難と思われることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、県道83号線（狩俣線）沿いの大米給油所近くに位置しており、表土が浅く雑木、雑草等で覆われており農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、国道390号線（バイパス線）と県道192号線（平良久松港線）交差点沿いファミリーマートに隣接しており、雑木、雑草等で覆われており農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、県営平良北団地近くの母子クリニック裏側に位置しており、雑木、雑草等で覆われており農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、狩俣集落に隣接しており、表土が浅く雑木、雑草等で覆われており農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2 1 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、池間一周線の池間集落から灯台向け約1キロメートル程の海側に位置しており、表土が浅く石混じりの土壌で、雑木等が生い茂り農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

2 1 番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺新城集落に隣接しており、傾斜で表土が浅く雑木、雑草等で覆われており農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

21番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、県道235号線（保良上地線）の海宝館から友利イムギャー公園向け約1キロメートルの海側に位置しており、岩盤むき出しの状況で農地として利用は困難であると思われることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

（発言なしの声あり）

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成28年第8回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会： 16：13

平成28年9月21日

会 長 野 崎 達 男
20番委員 久 志 盛 一
21番委員 濱 川 清 重